

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 大石 美智子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第18号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ほか議案7件であります。

当委員会は、去る2月27日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案8件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第18号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。集積場所に排出された資源ごみの持ち去りを禁止する規定を新たに追加するものでした。

委員からは、条例改正に至った経緯について質疑がありました。理事者からは、資源ごみ回収団体が定期的に回収している日の前日に出されていた資源ごみを勝手に持ち去る事例があり、警察等と協議を行った結果、条例改正に至ったとの説明がありました。

また、委員からは、防犯カメラの設置が必要であると思われるが、資源ごみ集積場所への防犯カメラの設置に対しての補助金等は検討しているのかとの質疑がありました。理事者からは、今回の条例改正は持ち去り行為の抑止と根絶をめざすものであり、まずは資源ごみの集積場所へ看板を設置することなどから持ち去り行為に対しての規制の強化を広めていきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります。国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大するなど所要の改正を行うものでした。

委員からは、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げについて、実質の値上げと捉えて良いのかとの質疑がありました。理事者からは、高所得者の保険料率の上限が引き上がることから高所得者の方は負担が増えることになるが、低所得者や中所得者の方については特に影響はないとの説明を受けました。

また、委員からは国民健康保険料の賦課限度額の引き上げの推移について質疑があり、理事者からは、平成28年度の引き上げ以降は変化がなく、平成3

0年度で引き上げになっているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了と致しました。

次に、「議案第20号 鳴門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療制度における住所地特例に関する事項について所要の改正を行うものでした。

委員からは、条例改正の内容について具体例を問う質疑がありました。理事者からは、例えば鳴門市に住所がある方が県外の特別養護老人ホームなど特定の施設に入ると住民票も県外へ移すが、国民健康保険で住所地特例の適用を受けて鳴門市の被保険者である場合、年齢が75歳になり後期高齢者医療制度に移る際、従来であれば県外の後期高齢者医療広域連合の被保険者になるが、今回の条例改正で国民健康保険での住所地特例が後期高齢者医療制度へ引き継がれるものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第21号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」であります。平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員からは、介護保険料の第1段階と第2段階に該当する方にとって今回の保険料改定は負担が大きいと思うが軽減措置はないのかとの質疑がありました。理事者からは、第1段階の保険料については消費税が8%に引き上げられた際に導入された軽減措置により1割軽減を行っているとの説明を受けました。また、理事者からは、介護保険料については、サービス給付費の伸びに連動するため、それだけ多くのサービス給付が行われているということである、さらに今後3年間もサービス給付を利用する方が増えていくことが予想されることから、介護保険料は値上げになるが、市民には丁寧に説明を行うことでご理解いただきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了と致しました。

次に、「議案第22号 鳴門市介護保険法施行条例の制定について」であります。介護保険法の改正に伴い、新たに指定居宅介護支援事業所の指定監督権限が県から市へ移管されるため基準等を定めるのに併せて、既存の介護保険サービス事業所に関する基準等に関する条例を整理するため、条例の制定及び廃止を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第23号 鳴門市児童クラブ施設条例の制定について」及び「議案第24号 鳴門市児童館条例の一部改正について」であります。児童クラブ施設の建設に伴い、当該施設の設置及び管理について必要な事項を定めるとともに、桑島児童館を廃止するため、条例の制定及び改正を行うものであり、関連する内容であるため一括議題といたしました。

委員からは、小学校4年生以上の児童クラブでの受け入れについて市民から相談を受けるため、林崎と桑島に児童クラブの専用施設が新設されたことによる現状の確認がありました。理事者からは、小学校4年生以上の受け入れができない児童クラブは、木津、撫養、鳴門西、林崎の4カ所であったが、林崎については、専用施設を建設したことによりクラスが増設され、受け入れが可能になると思われ、桑島は従来から高学年の受け入れも行っていたが、専用施設の新設により増員できるようになったとの説明がありました。また、高学年を受け入れていない地域の児童クラブについては、対応を検討しているとの説明を受けました。

また、委員からは、児童クラブによっては利用人数に対して施設が狭く感じられるとの意見がありました。理事者からは、児童クラブの設置にあたっての面積要件は1人あたり1.65平米であり、面積に応じた人数を受け入れているが狭く感じられる施設もあることは認識しているため、今後改善に向けて検討していきたいとの説明を受けました。

委員会では、議案ごとに採決を行い、採決の結果、両議案とも全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第25号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。政令指定都市内に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の事務権限が都道府県から政令指定都市に権限委譲をするため、認定こども園法が改正されることに伴い、引用条項の整理を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。